

平成11年度テーマ:①神奈川芸術文化財団、②(社)かながわ森林づくり公社、③(株)ケイネット、④神奈川土地開発公社、⑤(財)神奈川県ふれあい教育振興協会、⑥病院事業(厚木病院、足柄上病院)、  
⑦普通財産(財産管理課、用地課) \* 所管課欄の( )内所属名は、監査当時の所属名

テーマ区分	結果意見	事項名	監査の結果又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
⑦	結果	未利用地	総務部財産管理課所管の未利用地のうち、17件の物件については、有効利用に向けた適切な対応が必要である。 ①鶴見川廢川敷発見地 ②元神之木台青少年会館 ③警察施設関連用地 ④元希望ヶ丘高校道路予定地 ⑤元犬管理センター伊勢原職員公舎	ア 処分や活用を検討している。……①、⑤ イ 暫定利用をしていく。……③ ウ 現況市道のため、市への移管に向け調整中。……④ エ 処分に向けて各課題の解決に取り組んでいる……② (※その他、措置済み12件)	財産経営課 (財産管理課)
⑦	結果	貸付けの長期化	民間会社や個人に長期にわたって貸し付けている17件の物件について、貸付先への売却等も考慮に入れ改善する必要がある。 ①元花月園児童遊園地 40,264.16㎡ ②元保土ヶ谷緑地 ③元平塚地区海岸砂防地 ④元平塚地区海岸砂防地 ⑤茅ヶ崎地区海岸砂防地 ⑥向ヶ崎地区三崎埋立地 ⑦二町谷地区三崎埋立地 ⑧二町谷地区三崎埋立地 ⑨水無川廢川敷	ア 一部売却済み。……①、⑨ イ 貸付契約更新の際に買取を打診するなど、買取交渉継続中。……②、③、④、⑥、⑦、⑧ (※⑦の一部契約解除済み) ウ 市の要望を踏まえゴルフ場を継続、30年間の長期契約を締結予定(R7年度)。……⑤ (※⑤の建物・工作物は運営者へ譲渡、県の維持負担を削減) (※その他、措置済み8件)	財産経営課 (財産管理課)
			民間会社や個人に長期にわたって貸し付けている14件の物件について、貸付先への売却等も考慮に入れ改善する必要がある。 ①小田原市国府津213.75㎡(宅地) ②小田原市国府津150.51㎡(宅地) ③高座郡寒川町一之宮496.08㎡(宅地) ④高座郡寒川町一之宮461.41㎡(宅地) ⑤横浜市港北区日吉211.99㎡(宅地) ⑥横浜市港南区笹下108.12㎡(工業用地) ⑦横浜市都築区川向町字左近田884.65㎡(工業用地、宅地)	ア 有償貸付継続。(6件) ……①、②、③、④、⑤、⑦ イ 譲渡処分検討中。(1件) ……⑥ (※その他、措置済み7件) 貸付契約更新の際に買取を打診するなど、買取交渉をしているが、資力がない、隣接地権者との境界確認ができない等の理由があり、貸付を継続しており、引き続き売却等に向け調整を行っている。	用地課
⑦	意見	普通財産の市町村への貸付け	市町村の行政施設の用に貸し付けている土地について、実質的には譲渡したものと同一状況にあるものがあり、また、一方で県が市町村から借りているものもある。交換も視野に入れたうえで、貸付先と適切な土地利用関係を構築することを要望する(9件)。 ①平塚地区海岸砂防地 貸付先：平塚市、面積：6,708.62㎡ 貸付料：無償、使用状況：市道 ②平塚市西八幡地内道路用地 貸付先：平塚市、面積：648.81㎡ 貸付料：無償、使用状況：市道 ③茅ヶ崎地区海岸砂防地 貸付先：茅ヶ崎市 面積：1,576.98㎡、貸付料：無償 使用状況：市道 ④二町谷地区三崎埋立地 貸付先：三浦市、面積：116.24㎡ 貸付料：無償、使用状況：市道	ア 無償譲渡を検討している。(4件) ……①、②、③、④ (※その他、措置済み5件)	財産経営課 (財産管理課)
⑦	意見	暫定的有効利用を図るための貸付け	暫定利用のために市町村に貸し付けているものの中には、長期にわたっているものがあるが、適切な利用関係を構築することが望まれる(10件)。 ①川崎河岸線跡地 貸付先：川崎市、面積：10,301.53㎡ 貸付料：無償、使用状況：公園用地 ②元紅葉ヶ丘教育施設建設予定地 貸付先：横浜市、面積：3,957.88㎡ 貸付料：無償、用途：公園用地 ③元平塚地区海岸砂防地 貸付先：平塚市、面積：3,289.43㎡ 貸付料：無償、用途：児童遊び場 ④元茅ヶ崎地区海岸砂防地 貸付先：茅ヶ崎市 面積：8,687.61㎡ 貸付料：無償、用途：公園用地等	ア 交換等の可能性を検討している。(4件) ……①、②、③、④ (※その他、措置済み6件)	財産経営課 (財産管理課)

平成20年度テーマ:①農業振興事業、②工業及び商業に係る振興事業、③(財)あしがら勤労者いこいの村

テーマ 区分	結果 意見	事項名	監査の結果又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
②	意見	津久井湖観光センター	(津久井湖観光センター) 施設の利用実態に即した見直しが望まれる。	令和3年度の行政改革推進本部での検討の結果、県有施設の見直しの方向性を「現行運営の継続」に変更したことを、令和4年第1回定例会、総務政策常任委員会及び国際文化観光・スポーツ常任委員会で報告済。 民間(市)への移譲について検討を継続している。	観光課 (商業観光流通課)

平成22年度テーマ:①下水道事業について、②下水道公社

テーマ区分	結果意見	事項名	監査の結果又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
①	結果	休止設備について	(相模川流域下水道右岸処理場) 使用できない設備は、休止設備として管理することなく廃棄する必要がある。	令和4年度に撤去工事を発注し、令和6年度の完成を予定している。	流域下水道整備事務所
①	意見	扇町処理場における空き用地の有効活用について	酒匂川流域下水道の右岸(扇町)処理場に生じている空き用地については、今後の事業進捗を踏まえ、有効活用の方策等について検討することを要望する。	空き用地の有効活用について、引き続き、小田原市の要望等の条件を調整するなどして協議を進めていく。	下水道課 (流域海岸企画課及び下水道課)
①	意見	処理場の上部利用施設の維持管理について	(柳島しおさい広場、四之宮ふれあい広場、酒匂きりり広場、扇町しらさぎ広場) 上部利用施設が実質的に完成し、単独で利用できると認められる場合は、早期に施設所在市に管理を移管することを要望する。なお、早期に移管できない部分は、財団法人神奈川県下水道公社のみが特別のノウハウをもっているわけではないので、入札による委託を検討することを要望する。	相模川左岸処理場上部利用施設(柳島しおさい広場)については、平成28年4月1日に茅ヶ崎市への管理移管が完了した。その他の広場については完成後に市へ移管、それまでは当面県で管理することとしているが、今後、処理場施設を増設する予定であり、現時点では完成時期は未定となっている。	流域下水道整備事務所

平成25年度テーマ:基金の管理と運用について

指摘 意見	事項名	監査の指摘又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
かながわ森林基金				
意見	基金の設置当初の目的の再確認	<p>県の財政が逼迫する中、基金を取り崩して事業執行に充てるという政策判断が不当とは言えないが、少なくとも、永続的な事業執行の必要性が高い森林整備事業については、他の森林関係の基金を含めて、県としての統一かつ長期的な財源の見通しを立てることが望まれる。</p>	<p>森林整備については、監査意見にあるとおり永続的な事業執行が必要であることから、安定的な財源を確保する必要がある。                      かながわ森林基金の現状と運用方法について、関係部局と情報共有を行い、長期的な観点から新たな財源を確保するための検討を進めていく。</p>	森林再生課

平成27年度テーマ:①県民利用施設の管理について、②公益財団法人神奈川芸術文化財団、③公益社団法人青年海外協力協会・株式会社金港美装グループ

テーマ区分	指摘意見	事項名	監査の指摘又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
神奈川県立歴史博物館					
①	意見	収蔵スペースの確保	博物館の収蔵品は増え続けるものであり、現状でも十分なスペースがあるとは言い難い。早期に将来の収蔵スペース確保の計画を立てておくことを検討されたい。	社会教育施設全体の問題として、県立社会教育施設等収蔵問題対策検討会議における収蔵スペース確保のための検討内容を踏まえ、令和元年度に収蔵施設整備に向けた基本調査を行った。引き続き、基本調査の結果を踏まえ施設整備方針を検討している。	生涯学習課
神奈川県立生命の星・地球博物館					
①	意見	収蔵スペースの確保	博物館の収蔵品は増え続けるものであり、現状でも十分なスペースがあるとは言い難い。早期に将来の収蔵スペース確保の計画を立てておくことを検討されたい。	社会教育施設全体の問題として、県立社会教育施設等収蔵問題対策検討会議における収蔵スペース確保のための検討内容を踏まえ、令和元年度に収蔵施設整備に向けた基本調査を行った。引き続き、基本調査の結果を踏まえ施設整備方針を検討している。	生涯学習課

平成28年度テーマ:財政的援助団体等に関する財務の執行について

指摘 意見	事項名	監査の指摘又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会				
意見	社5 県社協の市区 町村社協に対する指 導・監督の徹底	<p>市区町村社協による事務委託の状況についてサンプル調査をしたところ、委託事務費交付申請書の誤記について訂正を求めているなかったり、貸付事業報告書における貸付・償還手続の実施状況について積極的に改善を求めているなかったりする例が見られた。</p> <p>生活福祉資金の貸付けの実施主体は、あくまでも県社協であり、市区町村社協の事務処理に対する指導・監督は徹底されなければならず、具体的に、市区町村社協から委託事務費交付申請書や事務費精算及び事業報告書が提出された際には、その内容について精査し、必要に応じて訂正や改善を求めることが望まれる。</p>	<p>市区町村社協への実地調査については、全56箇所のうち、32箇所は平成30年度から令和元年度までに調査済みとなっている。令和2年度に実施予定であった24箇所については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、訪問することは適当でないと判断し、令和5年度まで実地調査は行わなかった。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の懸念が低くなってきたことから、令和6年度より、未実施箇所の実地調査を再開し、令和7年度までに実地調査を終了予定。実地調査において、適正な事務処理が行われているか確認し、必要な改善を求めている。</p>	生活援護課

平成29年度テーマ: 県立学校の財務に関する事務の執行について

指摘 意見	事項名	監査の指摘又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
意見	システムを用いた過年度債権の管理	過年度に発生した私費会計の徴収未収額の現在額及び過年度発生分から現在までの累積徴収未納額についても、適時に確認できるようにシステム改修を行うことが望ましい。	私費会計の累積徴収未納額について、諸会費（私費）未納明細表により適時に確認できるよう、令和6年3月にシステム構築を行った。	教育局財務課

令和3年度テーマ:私債権の回収及び整理に関する財務事務の執行について

指摘意見	事項名	監査の指摘又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
指摘	時効管理について (母子父子寡婦福祉資金貸付金返納金及び同違約金)	<p>(1) 滞納債権の3～4割程度については消滅時効が完成していると思われるとのことであり、適切な時効管理がなされているとはとても言えない状況である。</p> <p>(2) その理由としては、①滞納者の所在不明、②時効管理を含め当時の担当者の債権管理に対する理解不足、③債権管理を担当する人員の不足、④システム上時効完成間際の債権に関するアラーム機能がないこと等が挙げられているが、これらはいずれも債権管理の懈怠を免責する事由にはならない。</p> <p>上記各事由のうち②③④についてはいずれも債権者たる県において改善可能な事柄であるから、早急にしかるべき方法により改善すべきである。</p> <p>(3) ①債務者から時効を援用する旨の申出があった場合は時効援用書を提出させており、②時効援用書の提出がない限りは時効の援用があったとの取扱いをしていないところ、上記①の取扱いは適切であるが、上記②の取扱いは妥当でない。</p> <p>時効の援用は要式行為ではなく、必ずしも書面による必要はないのであるから、口頭で時効援用があり、その後時効援用書が提出されない場合であっても有効な時効援用があったものとして取り扱うべきである。なお、その場合は、時効を援用したものの氏名、住所、時効を援用する旨の発言があった日時、場所、対応した職員の氏名、債務者の発言の具体的な内容等をできるだけ詳細に交渉履歴等に記録しておくべきである。</p> <p>(4) なお、令和2年4月1日より前に貸付契約をした債権の消滅時効期間については、貸付金の種類を問わず全て10年として管理しているとのことであったが、事業開始資金及び事業継続資金については商事債権として旧商法第522条が適用される可能性が高い。</p> <p>よって、これらの債権については、10年の消滅時効にかかるものとして整理しつつも、5年の消滅時効にかかるものと判断される可能性があることを踏まえ、時効期間が5年以上経過する前に、債務承認や法的措置による履行請求等の時効更新措置を取るなど、確実な時効管理をするべきである。</p>	<p>(1) (2)の時効管理については、①滞納者の所在を綿密に調査した上で、債権管理条例第6条に基づき債権放棄を行う。②③については債権管理適正化担当者研修を受講し担当者の知識・理解を深めるとともに、引き続き従来通りの取扱いとした。④のアラーム機能については、消滅時効完成者を簡易に抽出できるよう令和7年1月のシステム更新時に機能強化を図れるよう調整中である。</p> <p>(3) 口頭での時効援用や債務承認については、令和4年2月28日付総務局総務室経理担当課長通知「債権の適切な管理について(通知)」に基づき電話録取書を作成して対応の上、欠損処分を行った。</p> <p>(4) 消滅時効にかかる可能性がある債権については、分納誓約書の提出を促し、債務承認を得ることや、支払督促を通じた債務名義の取得など、確実な時効管理をした。</p>	子ども家庭課
指摘	人員不足による債権管理事務の停滞(児童扶養手当返戻金)	<p>本件債権は、本来的に回収が困難な類型のものであり、額が大きくなればなるほど一括払いによる返納は事実上難しいものであることから、督促、催告、臨戸訪問、分割払いの申出があった場合の対応等、必然的に個々の債務者に費やす事務量が多くなる傾向にある。</p> <p>しかしながら、本件債権の回収を担当する職員は1人のみであり、かつ、当該職員についても他の多数の業務をこなしながら債権管理業務に当たっており、同職員が担当する事務全部に充てる時間のうち、概ね1割～2割程度の時間しか債権の管理回収業務に充てることができていないとのことである。</p> <p>本件債権については、法令上取るべき措置の多くが適切に実施されておらず、反応がない債務者や資力が全くない債務者については消滅時効の完成を待って不納欠損処理をするという傾向が認められるが、その最大の要因は人員不足にあると思われる。</p> <p>よって、人員の補強や適切な事務分配などの改善策を早急に検討するべきである。</p>	<p>債権管理台帳の更新を随時行い、効率よく管理・回収ができるように努めた。また、適切な事務配分により本件債権の回収を複数名の職員で行い、定期的に催告(文書・電話・臨戸訪問)を実施し、業務執行に係る体制強化を図った。</p>	子ども家庭課



<p>指摘</p>	<p>連帯保証人に対する請求が不十分であること（高齢者居室等整備資金貸付金返納金）</p>	<p>（１）本件債権について滞納が発生した場合、基本的には借受人に対してのみ請求しているとのことであり、連帯保証人に請求した場合でも後に借受人やその家族から「連帯保証人には請求しないでもらいたい」との要請やクレームが入った場合はその後の連帯保証人に対する請求は控えているとのことであるが、かかる取扱いは妥当ではない。</p> <p>（２）債権について督促した後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、連帯保証人に対しても履行を請求する必要がある（地方自治法施行令第171条の２）。</p> <p>この点は、借受人や連帯保証人からクレームがあった場合も異なる。連帯保証人はまさに借受人が滞納した場合に請求を受ける立場にあることや、上記法令の規定からも連帯保証人に対する履行請求が必要であることを十分に説明したうえ、連帯保証人に対する履行請求を粛々と実施するべきである。</p> <p>（３）なお、上記「相当の期間」がどのくらいかは一概にはいえないが、一般論としては、滞納額が比較的少額にとどまる範囲として概ね滞納発生時から３か月以上支払がない場合には連帯保証人に対しても履行請求するべきであろう。</p> <p>（４）この点、本件債権については、１年以内に支払があった債務者については催告書の送付対象から外しているとのことであるが、かかる取扱いは早急に改めるべきであり、概ね３か月以上支払がない債権については、借受人とあわせて連帯保証人に対しても催告書を送付するべきである。</p> <p>滞納発生後も長期間連帯保証人に履行請求しない場合には、滞納額を増大させることにつながり、結果的に連帯保証人の保護に欠けることにもなることに留意するべきである。</p>	<p>令和５年度は、所在調査等を実施した。 令和６年度は、これまでに得た所在情報等を基に、催告など滞納整理を進めていく。</p>	<p>高齢福祉課</p>
-----------	---	---	--	--------------

指摘	遅延損害金を調定・徴収すべきである (高等学校奨学金資金)	<p>本件債権について、債権所管課は、神奈川県奨学金貸付条例第10条の規定が損害賠償請求を行うか否かにつき債権者に裁量を認める趣旨のものであるとの理解（「延滞利息を徴収することが『できる』」という文言）を前提に、遅延損害金の請求を不要と整理している。また、その判断の背景には、奨学金を借りる家庭は生活困窮者が多いという政策的な配慮があることがうかがわれる。</p> <p>しかし、上記条例の規定は、単に債務不履行に基づく損害賠償請求権の発生要件を定めたものと解するのが一般的な理解であるし（したがって、本件債権については、上記条例第10条が設けられている以上は、本来の履行期限後は、損害賠償請求権（遅延損害金債権（年14.5%））が客観的に発生することとなると解される。）、むしろ、地方公共団体の有する債権については、最高裁平成16年4月23日判決の趣旨を踏まえれば、債権所管課における上記の条例第10条の理解には疑問がある。</p> <p>さらに、実質的に検討しても、例えば遅延損害金の額が極めて少額で徴収停止の要件（地方自治法施行令第171条の5第3号）を満たしているような場合等はおくとしても、本件債権に係る遅延損害金一般につきすべからず請求対象から除外するとの現状の取扱いを容認し得るような合理的理由は特段見当たらないし、かかる取扱いは、かえって、履行期限を遵守して本件債権を納付した債務者とこれを徒過した債務者との間の公平、ひいては本件債権の債務者との債権の債務者との間の公平を害するといえることができる。</p> <p>したがって、本件債権に係る遅延損害金について調定・徴収を行っていない現状の取扱いを正当化することは困難と言わざるを得ず、この点は速やかに是正すべきである。</p>	奨学金を借りる家庭は生活困窮者が多く、奨学金自体の返還が分割でなければならない者が多い現状を踏まえ、条例上は遅延損害金を徴収することができるとなっているが、遅延損害金を徴収することは、さらなる深刻な生活困窮になる恐れがあることから遅延損害金を徴収することは困難と考え徴収することは行っておりませんが、今後は他自治体の状況や遅延損害金を徴収することの影響等を踏まえながら検討をしていきたい。	教育局財務課
指摘	時効管理について (高等学校授業料債権)	<p>高校授業料の未収金債権については、管理が現場の高校事務室担当者に委ねられており、授業料徴収整理表による手書きの債権管理となっている。</p> <p>そのため、債権管理の手法自体が、属人性が高くならざるを得ず、多忙を理由に請求を怠るなどしてしまい、漫然と消滅時効期間を経過してしまうことがある。</p> <p>この点、最高裁平成16年4月23日判決によれば、地方公共団体の長に債権の行使又は不行使についての裁量はないとされているものであり、一般論としては、地方公共団体が保有債権を消滅時効にかけてしまうこと自体が地方公共団体の債権管理事務において不十分であったことを意味すると言わざるを得ない。</p> <p>監査人が実査した永谷高校においては、既に卒業又は退学した者であって、連絡が取れなくなった債務者に対して、長期にわたり連絡を怠っていた事実も認められることから、監査人としてはこのような事案が他の学校においても一定数存在していると考えられる。</p> <p>したがって、このような事案については、債権管理事務において不十分であったと言わざるを得ない。</p>	令和6年3月にリリースした新授業料徴収システムにおいて、新たな機能として、債権管理の機能を追加した。	教育局財務課

意見	消滅時効について (借上公共賃貸住宅 使用料・家賃／損害 賠償金)	<p>(1) 是正すべき事項 住宅計画課は、令和2年度中に、A氏及びB氏に対する債権に関して、何らの法的措置をとらないまま、消滅時効が完成させている。</p> <p>たしかに、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という特殊事情もあったことに鑑みれば、A氏及びB氏に対する債権につき法的措置をとることができなかつたことにつき、酌むべき事情はあったといえる。</p> <p>しかし、本来であれば、地方公共団体は、保有する債権が消滅時効期間経過前に、適切に処理方針を決定し、その旨対応をしなければならぬ。とすれば、住宅計画課が、A氏及びB氏に対する債権について、法的措置を取ることなく、消滅時効期間を経過して、債権を消滅させた点について、不十分な点があったといわざるを得ない。</p> <p>(2) 改善方法 今後は、債権を消滅時効期間経過により消滅させる事態を未然に防ぐよう、総務局総務室などと相談しながら、課内で法的知識の拡充及び法的措置を取るための準備の仕組みの構築などにつき、独自マニュアルの作成などのノウハウの積み上げにより改善していくことが望まれる。</p>	<p>G氏の債権については、令和5年7月に債権放棄を行い、9月に議会報告の上、令和6年3月に不納欠損を行った。</p> <p>また、G氏を除くほか4名については、2名が完済し、残り2名についても継続的な支払いがあるため、引き続き完済に向けて適宜対応を行っていく。</p>	住宅計画課
意見	法的措置が十分にとられていないこと (借上公共賃貸住宅 使用料・家賃／損害 賠償金)	<p>(1) 是正すべき事項 本件債権については、平成25年に、住宅宮繕事務所によりE氏及びG氏に対して訴訟が提起されているが、それ以外の債務者に対して、一切法的措置をとられていない。</p> <p>A、B氏に対して、支払督促の申立を適切なタイミングで行っていれば、A、B氏に対する本件債権が消滅時効期間の徒過により消滅することはなかった。</p> <p>(2) 改善方法 住宅計画課は、今後、債務者による遅滞があれば速やかに法的措置を取ることが望ましい。</p> <p>そして、法的措置をとるに当たっては、債務者からその生活状況や収支状況、財産状況等を詳細に聴取し、債務者の状況に応じた額の分割払いを内容とする裁判上の和解を成立させて債務名義を取得し(民事訴訟法第267条)、または和解に代わる決定(民事訴訟法第275条の2)を得ることにより債務名義を取得することを活用することが望ましい。</p> <p>また、住宅計画課は、既に債務名義を取得している事案については、適切なタイミングで強制執行に踏み切ることが望ましい。</p> <p>なお、担当者が、自ら法的措置をとるべき適切なタイミングを判断することが難しいこともあり得るが、その場合には、県の顧問弁護士に容易に相談できる仕組みを整えることが望ましい。</p> <p>県の顧問弁護士に相談した結果、担当者が、G氏について債権回収をすること自体が難しいという回答を得た場合には、速やかに徴収停止や債権放棄をするという処理方針を確定し、債権回収の可能性が見込まれるとの回答を得た場合には、速やかに法的措置を取るなどして、担当者は、速やかに処理方針を確定することができる。</p> <p>専門家に相談することは限られた人的リソースを意味のある行政事務に振り分けるという行政コストの適正配分という観点からも重要であるので検討されたい。</p>	<p>G氏の債権については、令和5年7月に債権放棄を行い、9月に議会報告の上、令和6年3月に不納欠損を行った。</p> <p>また、G氏を除くほか4名については、2名が完済し、残り2名についても継続的な支払いがあるため、引き続き完済に向けて適宜対応を行っていく。</p>	住宅計画課

意見	債権管理・回収等に関する諸制度や業務フロー等を踏まえ債権管理システムの強化等を行うべきである（県営住宅家賃・違約金）	<p>本件債権に係る債権管理・回収等の業務は、独自の債権管理システムを利用して行われているが、同システムにおいては、例えば直近に消滅時効期間の満了が見込まれる債務者につき警告を発したり、それらの債務者を抽出したリストを出力したり等、債権管理・回収等の業務を遂行する上で必要と考えられる機能の一部がそもそも備わっていなかったり、一部の業務についてはシステムの運用保守等を委託している事業者特別な依頼をして出力等の対応を求めなければならない仕様となっており、可用性・効率性に課題があるといわざるを得ない。</p> <p>したがって、遅くとも次期のシステム更新等の際には、本件債権の債権管理・回収等に関する諸制度や必要な業務フロー等を具体的に踏まえ、さらに費用対効果についても十分に検討した上で、システムの可用性・効率性の向上を図ることが必要である。</p>	令和7年度稼働開始予定の次期システムにおいて、時効管理等による債権管理・回収強化の機能を搭載する方向で開発中である。	公共住宅課
意見	滞納発生を防止する対策の導入を引き続き検討すべきである（県営住宅家賃・違約金）	<p>本件債権に関しては、令和元年の県営住宅条例改正により、令和2年4月以降の新規入居分からは保証人を要しないこととされたが、所得水準の相対的に高くない者が債務者の相当割合を占めるものと見られる本件債権においては、滞納発生を抜本的に防止するため、家賃債務保証業者等による機関保証その他の制度により債務者の信用を補完することがとりわけ有用である。</p> <p>公営住宅法を所管する国土交通省住宅局からも、民法改正を受けて公営住宅管理標準条例（案）から保証人に関する規定を削除するとともに、仮に保証人の確保を求める場合には、機関保証の活用等による入居円滑化の必要性を指摘する旨の通知（平成30年3月30日国住備第503号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知、同第505号国土交通省住宅局長通知）が発出されているところであり、現に、他自治体等においては、公営住宅の入居に関し機関保証制度を導入している例がみられる。</p> <p>債権所管課によれば、上記条例改正に際し、機関保証制度の導入についても検討を行ったものの、住宅に困窮する低額所得者のためのセーフティネットとしての県営住宅の性質や、既に相当数の入居者が連帯保証人を不要とする特例の適用を受けている状況にあること等を踏まえ、家賃債務保証業者等に支払う保証料の負担を入居者に求めることとなる同制度の導入は見送ることとした、とのことである。</p> <p>しかし、入居者の負担については、例えば保証料の全部又は一部を県が補助する制度や機関保証の引受けが困難な者等に対し同制度の利用を免除する制度を併せ導入すること等により一定の緩和を図る余地もあると解されることから、上記条例改正後の滞納発生の状況等も注視しつつ、入居者の負担緩和のための制度を含む具体的な制度設計を踏まえた費用対効果（制度導入による事務コスト等の増加と債権回収その他の局面における事務コストや回収不能コスト等の減少のバランス）を検証すること等により、機関保証制度の導入を含む滞納発生防止策についての検討をなお具体的に継続すべきである。</p>	<p>連帯保証人制度については、国土交通省から、民法改正を受け、「住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえ、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきとある」（平成30年3月30日国住備第503号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知）との通知が発出されており、本県においては、この通知の趣旨を踏まえて、条例を改正し、令和2年4月以降の新規入居分からは保証人を要しないこととしている。</p> <p>一方、同通知には、仮に保証人の確保を求める場合には、「必要に応じて機関保証を活用するなどにより、保証人の確保が難しい方の入居を円滑化していくことも必要」との記述もあることから、連帯保証人廃止に伴う滞納発生状況も注視しつつ、今後も、滞納発生防止策について検討していく。</p>	公共住宅課
意見	債権管理・回収等に関する制度や業務フロー等を踏まえ債権管理システムの強化等を行うべきである（駐車場使用料）	意見「債権管理・回収等に関する諸制度や業務フロー等を踏まえ債権管理システムの強化等を行うべきである（県営住宅家賃・違約金）」と同一である。	令和7年度稼働開始予定の次期システムにおいて、時効管理等による債権管理・回収強化の機能を搭載する方向で開発中である。	公共住宅課

意見	法的回収手続と人員不足（高等学校奨学金資金）	<p>(1) 令和2年度は計101件の債務者に対して支払督促を申し立てているが、滞納者数が3,000~4,000名程度いることからすれば、予算や人員の関係もあるが、少しでも申立件数を多くする工夫を行うことが望ましい。</p> <p>(2) また、支払督促が利用されている主な理由は、神奈川県債権管理条例第5条第3項が「支払督促の申立てを積極的に行うものとする。」と規定しているからであると思われる。たしかに、本件債権のような奨学金については、連帯保証人も複数いることから、支払督促により法的手続がなされたことを伝えることで支払いの連絡が来ることは他の債権と比べて多く、一定の効果を有するようである。</p> <p>もともと、訴訟を提起する方が有効な場合もある。具体的には、訴訟提起後に債務者から分割払いの申出があった場合、履行延期の特約の手続をとる場合と同様に、債務者の生活状況や収支状況、財産状況等を詳細に聴取したうえで、債務者の状況に応じた額の分割払いを内容とする裁判上の和解（民事訴訟法第267条）や和解に代わる決定（民事訴訟法第275条の2）によって債務名義を取得する方法により、分割払いに応じることでより実効的な回収に結びつくケースもあるといえるので、訴訟を提起することも今後は検討すべきである。</p> <p>(3) 令和2年度の101件の支払督促のうち8件は、送達不奏功により申立てを取り下げている。これは、支払督促においては公示送達によることができない（民事訴訟法第382条但書）ことによるものと思われる。</p> <p>これに対し、訴訟手続においては公示送達によることができ（民事訴訟法第110条～第113条）、債務者の所在が不明であっても債務名義を取得することが可能である。</p> <p>(4) したがって、本件債権については、画一的かつ大量の処理の必要性の観点から、支払督促をベースにすること自体はよいとしても、訴訟提起をしたうえで裁判上の和解又は和解に代わる決定により分割払いに応じることも手段の1つとして検討すべきである。</p> <p>もともと、県としては、訴訟を行う場合、期日の出頭等の時間を確保することは困難であり人員不足であるとのことである（そのような事情があることに鑑み、意見的指摘事項とした。）。</p> <p>そうであるならば、担当課の人員を拡充し、専門の職員の補充をすること、若しくは2回目のサービサーを利用すること等を検討することが望ましい。</p> <p>(5) なお、県は、債務名義を取得後、それでも回収ができない場合には、強制執行はしないとのことであり、その理由は生活困窮者がほとんどであるからとのことであるが、連帯保証人は仕事をしている可能性があり、他の債権に比べて回収率が低いとは必ずしも言い切れないため、この理由のみをもって強制執行を一切しないというのは、県民への説明としては不十分であろう。</p>	<p>(1) 支払督促等の対象者の選定にあたって、最終的には、滞納者の個々の状況を確認する必要があるため、システムデータの目視によって抽出しているため、現行の体制では支払督促の申立件数の対象者を現状以上に増やすことは難しい。</p> <p>しかしながら、令和6年度以降奨学金システムの改修を検討しており、時効管理のアラート機能を奨学金システムに搭載させることで、支払督促対象者の抽出作業の事務負担の一部軽減を図る中で、支払督促の件数を増やすなど効率的な債権回収に努めることとした。</p> <p>(2) 訴訟手続については、多数の未収債権があることから多大な事務負担がかかるため、まずは支払督促の件数を増やし、返還を促すことに注力していく。</p> <p>(3) (2)に同じ</p> <p>(4) 支払督促に代わって訴訟を提起するには、現状の体制では困難であることから、限られた人員体制の中で、効率的な運用に努めることとし、また、サービサーの利用については、2回目以降の委託を行うこととする。</p> <p>(5) 生活困窮者に対し強制執行を行うことで、より深刻な生活困窮になる恐れがあるため、案件ごとに慎重に検討していく。</p>	教育局財務課
----	------------------------	---	---	--------

意見	時効管理について (高等学校奨学金資金)	<p>(1) 本件債権については、債権数が膨大であるにもかかわらず、管理システムが消滅時効のアラート機能を搭載していないため、職員の見視による管理となっている。アラート機能については搭載を検討中とのことであるが、早急に備えることが望ましい。</p> <p>(2) また、①債務者から時効を援用する旨の申出があった場合は時効援用書を提出させており、②時効援用書の提出がない限りは時効の援用があったとの取扱いをしていないところ、上記①の取扱いは適切であるが、上記②の取扱いは妥当でない。</p> <p>時効の援用は要式行為ではなく、必ずしも書面による必要はないのであるから、口頭で時効援用があり、その後時効援用書が提出されない場合であっても有効な時効援用があったものとして取り扱うべきである。なお、その場合は、時効を援用したものの氏名、住所、時効を援用する旨の発言があった日時、場所、対応した職員の氏名、債務者の発言の具体的な内容等をできるだけ詳細に交渉履歴等に記録しておくべきである。</p>	<p>(1) 現行の奨学金システムが導入からかなりの年数が経過しており、令和6年度以降に改修を検討する中で、消滅時効のアラート機能の搭載等の機能強化を検討する。</p> <p>(2) 今後は、口頭での時効援用についても、時効を援用する旨の発言があった場合、氏名、住所、日時、場所、対応した職員の氏名、債務者の発言を詳細に交渉履歴等に記録した上で、書面での援用と同様に扱うこととした。</p>	教育局財務課
意見	神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則第25条の3第2項の活用(高等学校授業料債権)	<p>監査人が実査した高校においては、授業料の支払いも行わず、所在不明や連絡がとれなくなった状態にあるにも関わらず、修学年限を超えて在籍扱いになっており、未収金の金額が増え続けている事例が存在していたことから、このような事案が他の学校においても一定数存在していると考えられる。</p> <p>県立高校が、生徒の学習権を最大限尊重する観点から、安易な退学処分や出席停止処分を行うことが望ましくないことは当然であるが、債務者が所在不明であったり連絡がとれなくなるなど明らかに学校に在籍し続けることを希望しないような事情を看取することができる事例においては、神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則第25条の3第2項を活用し、校長の判断により退学処分とすることも必要とされよう。</p>	神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則第25条の3第2項を活用し、生徒を退学等に処することは、行政処分に当たり、本人への通知を要すると考えられる。現在、授業料が回収できない生徒は、所在不明や連絡が取れない状態であるため、退学等の行政処分を行う上での通知も公示送達の手続きを必要とするなど困難な一面があるが、今後も検討を進めていくこととする。	教育局財務課

令和4年度テーマ:水道事業に関する財務事務の執行について

指摘意見	事項名	監査の指摘又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
指摘	固定資産台帳の名称の不備の是正	<p>監査人が固定資産台帳に記載された固定資産を点検したところ、「資産名称不明」という不明確な名称の記載があり、固定資産の内容を特定することができないものがあることが判明した。</p> <p>名称が不明な資産を調査し、固定資産台帳にその名称を記載するよう改める必要がある。</p> <p>なお、他の水道営業所及び浄水場でも同様の事例がないかを精査して是正することが望まれる。</p>	<p>該当所属である厚木水道営業所において、指摘された「資産名称不明」としていた固定資産について確認を行い、存在が確認されたものは適切な名称に変更し、不存在だったものは除却処分を行った。</p> <p>全水道営業所・浄水場に対し、固定資産明細書に記載された固定資産の存在の確認や、資産の名称・所在地や明細の内容に不備がないか等について、全数調査を実施し、名称が不正確なものについては令和5年度中に補正を行った。</p> <p>併せて、今後も固定資産の適正な管理を行うため、効果的かつ現実的に対応可能な形で固定資産実地照合要領の改正を令和5年12月に行った。</p>	財産管理課(厚木水道営業所)
指摘	固定資産台帳の除却手続漏れの是正	<p>固定資産台帳の記載を点検し、任意に抽出した固定資産を現地視察したところ、存在していないにもかかわらず固定資産台帳に記載されているものがあることが判明した。</p> <p>水道事業における固定資産の有無及び維持管理に固定資産台帳が用いられることに鑑みると、その正確な記載が求められることから、既に固定資産として存在しない記載は削除するよう改める必要がある。</p> <p>なお、他の水道営業所及び浄水場でも同様の事例がないかを精査して、正確な固定資産台帳の記載となるように是正することが望まれる。</p>	<p>該当所属である寒川浄水場及び藤沢水道営業所において、指摘された現物が存在しない固定資産については、除却処分の上、台帳の記載を削除した。</p> <p>全水道営業所・浄水場に対し、固定資産明細書に記載された固定資産の存在の確認や、資産の名称・所在地や明細の内容に不備がないか等について、全数調査を実施し、存在が確認できない資産を令和5年度中に除却処分の上、台帳から記載を削除した。</p> <p>併せて、今後も固定資産の適正な管理を行うため、効果的かつ現実的に対応可能な形で固定資産実地照合要領の改正を令和5年12月に行った。</p>	財産管理課(寒川浄水場、藤沢水道営業所)
指摘	簿外の貯蔵品の適正な管理	<p>各水道営業所の貯蔵品の保有状態を現地視察したところ、「簿外」として保管されている部材を確認した。</p> <p>部材を安易に破棄しないで無駄が生じないように取り組む姿勢は評価することができるものの、実地棚卸の目的にあるとおり、貯蔵品の実在高を確認し、適正な期間損益の算出をする必要があることに加え、簿外管理をしていると、厳格な管理をすることができなくなるおそれがあることから、固定資産管理規程第57条及び同運用通知第4に基づく適正な貯蔵品管理が行われるよう改める必要がある。</p>	<p>簿外貯蔵品として指摘されている、配水管の更新工事等を行った際に生じた余剰又は再利用可能な部材については、実態調査を実施のうえ、金額等の基準により整理し貯蔵品とするものを倉入れ処理することで、解消した。</p> <p>また、関係所属から成る検討会を令和5年度に設置し、継続的に再発防止に取り組むこととした。</p>	財産管理課
意見	寒川浄水場の設備取得の検討	<p>老朽化した寒川浄水場の中央監視設備等の更新予算を7億円確保している一方で、浄水場廃止後の同浄水場の設備の除却等の検討予算を設定しており、将来の浄水場の廃止計画と同浄水場の設備の維持管理の議論が並行して行われている。</p> <p>廃止が見込まれる浄水場の設備の取得は、廃止後にどのように再利用するかなども検討して、その意思決定を行うことが望まれる。</p>	<p>令和5年度に寒川第2浄水場廃止の基本計画として、施設整備の規模やスケジュール等をとりまとめるとともに、令和6年度からの「水道事業経営計画」にも「浄水場の再整備」として個別事業に位置付けて廃止に向けた整備を計画的に進めていくこととした。これらの計画に基づき、既存設備の延命化を図り、極力廃止時に資産の償却期間が残らない取得となるよう引き続き取り組むとともに、寒川第2浄水場廃止後の再利用可能な設備については、運用を継続する寒川第3浄水場への移設等を行う。</p>	浄水課(寒川浄水場)

意見	料金体系の見直しの検討	<p>15年以上にわたり料金改定を行っておらず、また、直近の改定は全体的な水準の引上げであり、料金体系は大きく変更していない。料金を設定する際に基準とする期間については、日本水道協会の水道料金算定要領では、「概ね将来の3年から5年を基準とする」とされているため、長期的な財政収支見通しに基づき3年から5年程度を基準として水道料金を設定することが望まれる。</p> <p>水道法では、水道事業者が水道料金の定期的な検証を求めていることから、社会経済状況の変化等にも機動的に対応できるように、水道料金の妥当性を定期的に検証する仕組みも検討することが望まれる。</p>	<p>水道料金の設定については、令和5年11月に神奈川県営水道事業審議会から料金体系の変更を含む答申が出された。</p> <p>答申を基に、物価高騰下における利用者への配慮策を講じ、令和6年10月から段階的な料金改定を行うこととした。</p> <p>また、令和6年度からの新たな経営計画に個別事業として位置付け、定期的に検証を行うこととした。</p>	経営課
意見	契約書文言の検討	<p>配水池築造工事基本設計業務委託契約書の条項には「仮設物」という文言が出てくるが、この契約は設計業務の委託であるから、「仮設物」が必要な事案であるとは思われない。また、別の契約書では受注者の契約不適合責任について、よりふさわしい表現に改めることが望まれる。</p> <p>ただし、上記の契約書はいずれも国の定めた標準契約書をもとにしていることから、企業庁がこれに加除訂正をしづらい側面がある。</p> <p>契約書の文言は将来、当事者間で紛争が生じたときの判断基準になるから、不要な条項については、特約条項でその条項が適用されないことを明記し、よりふさわしい表現があるならば、そのような記載に改めることが望まれることから、標準契約書を定めた国に対して確認することを検討してもらいたい。</p>	<p>契約書の文言「仮設物」について、不要な事案である場合は、適宜修正を行うよう、令和6年6月に企業庁内で周知を図った。</p> <p>また、条文内容をよりふさわしい表現に改めることについては、工事に関する契約制度の変更や実際の契約締結時に条文の見直しが必要と判断した場合に、他自治体や国の契約書の状況を適宜確認することとした。</p>	企業局会計課
意見	固定資産台帳の明細の記載事項の改善	<p>固定資産の現状は、固定資産台帳の「所在地」及び「明細」に記載するのが相当であるが、「所在地」及び「明細」から現状の把握が困難な記載やそれが不正確な記載が認められた。</p> <p>固定資産台帳は、地域の実情等に従って柔軟に記載内容を決められると考えられるが、現状の把握に役立たない記載は、将来の固定資産の管理に支障を生じさせるおそれがあるから、これを改善することが望まれる。</p>	<p>固定資産台帳（固定資産明細書）は、管理する固定資産の状況を帳簿に記録することにより、その実態を容易に把握することを目的としている。</p> <p>全水道営業所・浄水場に対し、固定資産明細書に記載された固定資産の存在の確認や、資産の名称・所在地や明細の内容に不備がないか等について、全数調査を実施し、不正確なものについては令和5年度中に補正を行った。</p> <p>併せて、今後も固定資産の適正な管理を行うため、効果的かつ現実的に対応可能な形で固定資産実地照合要領の改正を令和5年12月に行った。</p>	財産管理課
意見	固定資産の実地照合要領の再検討	<p>実施要領等に従い年1回以上の実地照合を行うことが規定されているが、長年にわたって固定資産台帳に不正確な記載がされたままになっていながら、監査人が実地照合した営業所等における令和3年度の固定資産実地照合調査票では、「重点着眼事項」が全て「可」とされ、1件も「不可」がない記載となっていることから、固定資産実地照合が一部形骸化しているおそれがある。</p> <p>実地照合すべき項目及び頻度等を精査して効果的かつ現実的な実地照合を行い、それに沿った実地照合要領の改正又は運用の改善することが望まれる。</p>	<p>全水道営業所・浄水場に対し、固定資産明細書に記載された固定資産の確認方法について調査したところ、①目視できない配管類、配水池や②本数の確認ができない庭園内の多数の立木等、実地照合が困難な資産が判明したことから、効果的かつ現実的な実地照合が行われるよう①配管類等については施設が完全に機能していることを確認することで資産の存在を確認する、②庭園内の立木等については、本数では照合せず庭園として一式管理する、等の要領改正を令和5年12月に行った。</p>	財産管理課



意見	未稼働資産の調査報告の改善	<p>管理主任は、毎年少なくとも1回以上、未稼働資産等があるときは、その状況報告をしなければならないところ、監査人が実査した営業所等で、未稼働資産と認められる固定資産が確認された。</p> <p>未稼働資産の調査報告も、固定資産実地照合と同様に一部形骸化しているおそれがあるので、前述した実地照合要領の改正又は運用の改善と併せて、未稼働資産の調査報告の対象及び方法の改善を検討することが望まれる。</p>	<p>未稼働資産の調査は実地照合と同時に行われ、次の資産について調査することとなっている。</p> <p>① 使用又は稼働していない資産</p> <p>② 近い将来使用又は稼働しなくなることが明らかな資産</p> <p>基本的に未稼働資産は行政資産の用途を廃止した、又はする予定のものであり、用途廃止の手続は別途定められている。</p> <p>令和5年12月に行った実地照合要領改正の中で、調査の報告者を担当者から所属長に変更し、遺漏なく報告されているか等のチェック体制を強化した。</p>	財産管理課
意見	管路更新の優劣の検証	<p>鎌倉水道営業所が管理する配水管が破損して県道を冠水させる漏水事故が発生し、新聞等で報道された。</p> <p>漏水事故を起こした配水管は、布設年度が昭和10年であり、その原因は、腐食と推定されている。</p> <p>鎌倉水道営業所での最も古い昭和10年の配水管が9,045.06m残っている記録がある中で、令和3年度の同年代の配水管の更新が120.15m（令和3年度の全体工事の約2%）に留まっていることには疑問が生じる。</p> <p>今般、他の水道営業所を含めて、毎年の配水管の更新の優劣が適切であるかを再検証していくことが望まれる。</p>	<p>これまでも、漏水事故発生リスクが高く耐震性が劣る古い管路から更新するよう努めてきたが、布設年度の古い管路の多くが、口径の大きい基幹管路であり、安定的に水を届けるためには、代わりとなる供給ルートを確保しながら進めるため、同時に施工できる箇所に限りがあがる。新たな経営計画では、戦略的な管路整備として、災害時の断水被害を抑え、復旧日数を短くするなど具体的な成果に着目し、漏水した際に復旧に時間がかかる基幹管路を優先するなど、戦略的に老朽管の更新を進めていくこととした。</p>	計画課、水道施設課
意見	寒川第2浄水場の設備更新等の慎重な検討	<p>令和12年を目途に寒川第2浄水場を廃止する方針であるところ、廃止するまでは浄水場としての機能維持が求められる一方、廃止されれば、同浄水場の固定資産は価値を失うことになるので、将来の廃止を見据えた無駄のない設備更新が求められる。</p> <p>廃止の方針が決まっても、具体的な廃止方法又は時期を定めることに難しさがあり、その結果、どこまで設備更新を行うべきかを一概に判断することができない側面が認められ、中央監視制御設備等の設備更新に問題があったとは言えない。今後も、浄水場としての機能を維持しつつ、廃止する方針を踏まえて慎重に検討を重ねたうえで抑制的な設備更新がなされることが望まれる。</p>	<p>令和5年度に寒川第2浄水場廃止の基本計画として、施設整備の規模やスケジュール等をとりまとめるとともに、令和6年度からの「水道事業経営計画」にも「浄水場の再整備」として個別事業に位置付けて廃止に向けた整備を計画的に進めていくこととした。これらの計画に基づき、個別に対応できる設備については極力、一部の部品交換等を行うことで機器の延命化を図るなど、抑制的な更新となるように引き続き取り組んでいく。</p>	浄水課（寒川浄水場）
意見	水道記念館の今後の計画的な利活用の立案	<p>同記念館は、平成15年3月に「参加体験型の展示施設」として耐震工事とともに約3.5億円を投じてリニューアルされ、社会科見学などに利用されている。運営は、一般財団法人かながわ水・エネルギーサービスにより行われ、運営資金は、移行時点の正味財産を原資としているが、公益目的支出が令和6年度までとされていることから、その後の運営を検討する必要がある。</p> <p>平成15年のリニューアルから現在まで20年が経過し、展示施設が古くなってきている。今後も広報施設として維持継続するのであれば、個別の修繕等を行う必要があり、今後の運営方法を早急に検討する必要がある。</p> <p>早急に今後の方針を定めて、積極的な利活用を行っていくことが望まれる。</p>	<p>現状、一般財団法人かながわ水・エネルギーサービスによる運営が行われているが、展示施設の老朽化を踏まえ、隣接するプールやテニスコートなどの町立施設との一体的な活用方策などを含め、将来の在り方を検討するため、今年度、寒川町との検討会を設置した。</p>	経営課

意見	行政資産の一部につき処分又は利活用の検討	<p>藤沢水道営業所は、旧営業所の土地建物（3階建）を倉庫等として利用し、厚木水道営業所では、統廃合した旧伊勢原水道営業所を管理し伊勢原市などに貸し出している。</p> <p>藤沢水道営業所の利用方法として、その土地建物全てを用いることが必要不可欠なものであるとは見受けられなかった。旧営業所は、平成26年に新営業所が供用された以降、約8年間にわたり、上述の利用がなされているが、JR藤沢駅から徒歩圏内に存する好立地であることに鑑み、より積極的な利活用が求められる。</p> <p>旧伊勢原水道営業所は、一部、厚木水道営業所の書庫及び災害用備品の保管場所等として利用されているものの、その余は第三者に貸し出され、水道業務のために利用されていない。その一方で、その維持管理全般は、厚木水道営業所が担う形となっている。</p> <p>いずれの固定資産も行政資産に区分されており、水道事業を運営する上で必要性はあるものの、現に水道事業の用に供している程度は低いから、前述した遊休資産とともに、適正かつ効率的な運用又は処分を検討していくことが望まれる。</p>	<p>藤沢水道営業所の旧営業所は、量水器（メーター）の保管や受け渡し場所、資機材倉庫、業務用車両及び来庁者用駐車場として必要な施設である。</p> <p>また、旧伊勢原水道営業所については、厚木水道営業所の書庫及び資機材倉庫として使用しているほか、寒川浄水場伊勢原分室が所在し、平塚、大磯、二宮、厚木及び伊勢原方面のポンプ所の維持管理・更新を担う拠点として機能している。</p> <p>両施設は水道事業の運営に必要な施設であり、近々に処分することは考えていないが、さらなる資産の効率的な運用方法等を含め、今後、水道事業全体の効率化等を検討していく中で、総合的に判断する。</p>	財産管理課、経営課（藤沢水道営業所、厚木水道営業所）
意見	一般用貯蔵品の保有の見直し	<p>企業庁の担当者に令和3年度に水道事業全体で使用された一般用貯蔵品を確認してもらったところ、「ヤノジョイント（漏水修理材料）28個」であった。</p> <p>必要性がない一般貯蔵品の保有を止めて経費節減及び用地の有効活用を図るために、現在の一般用貯蔵品を保有する必要性の有無・その必要性のある場合、保有する種類・数量につき再検討することが望まれる。</p>	<p>一般用貯蔵品（漏水修理材料）と災害用貯蔵品の区分や適正数量の見直しのため、庁内に設置した検討部会において整理することとした。</p>	水道施設課

意見	寒川第2浄水場の廃止決定に伴う具体的な対応方針の策定	<p>神奈川県営水道事業経営計画における県営水道施設整備のロードマップでは、寒川第2浄水場を令和12年度を目途に廃止する方針が示されている。</p> <p>一方で、経営計画においては、施設や設備の適切な更新・維持管理として、工事総額約23億円をかけて中央監視等の更新工事を平成31年度～令和3年度の3か年の計画で行っており、廃止が計画されている施設への大規模な更新工事が行われている。</p> <p>令和3年度末における寒川浄水場の固定資産残高は約236億円、令和12年度末までに償却計算が終了する固定資産残高の合計約61億円で、固定資産残高全体(約236億円)の約26%償却資産全体(約211億円)の約29%に留まる。</p> <p>第7章の第3の8(2)のとおり上記更新工事は必要性があり不相当とはいえないが、今後においては、廃止が前提となる施設に対する不必要な若しくは高額な又は廃止予定年数を超える耐用年数となるような設備投資がなされることが無いよう、慎重な計画の策定が望まれる。</p> <p>また、寒川第2浄水場の廃止によって、固定資産の転用、売却又は廃棄した場合に変化が生じるとされるキャッシュ・フローを考慮した経営計画を策定していく必要がある、そのためには、固定資産の減損損失を計上する時期、減損の測定及び減損額の会計処理等についても検討が求められる。</p> <p>上記の寒川第2浄水場の廃止に伴う更新工事の慎重な検討及び固定資産の除却による事業経営計画への影響の考慮が求められることからすれば、早期の段階で、寒川第2浄水場廃止の具体的な方法、固定資産の転用、売却又は廃棄の方針等が具体的に決定されることが望まれる。なお、この点は、寒川第3浄水場が、寒川第2浄水場廃止後、さらにその廃止が想定されていることから、具体的な方針の決定が速やかに行われることが望まれる。</p>	<p>令和5年度に寒川第2浄水場廃止の基本計画として施設整備の規模やスケジュール等を取りまとめるとともに、令和6年度からの「水道事業経営計画」にも「浄水場の再整備」として個別事業に位置付け、廃止に向けた整備を計画的に進めていくこととした。これらの計画に基づき、一部の部品交換等を行うことで機器の延命化を図るなど、抑制的な更新に努め、過剰な投資とならないよう引き続き取り組んでいく。</p> <p>寒川浄水場の廃止については、具体的な廃止方法や時期、廃止後のキャッシュ・フローの変化を考慮した水道事業経営計画や、固定資産の減損の会計処理等も含め、関係各所との調整を図っていく。</p>	浄水課（寒川浄水場）
意見	水道料金体系等の見直し	<p>現在の料金体系は、水需要が急拡大していた時代を背景に昭和40年代に形作られたもので、これまでに50年以上が経過し当時と比較して水需要や社会経済状況など時代背景が大きく変化しているため、合理的な料金体系の見直しを図ることが望まれる。また、事業費の大幅な増加と人口の減少は目前に迫っていると考えられることから、水道料金の値上げも検討せざるを得ない状況になることも考えられる。なお、その場合であっても、県営水道の規模縮小の推進を含む合理的なコスト削減を実施することにより将来の水道料金の上昇の抑制に繋げていくことが望まれる。</p>	<p>水道料金の設定については、令和5年11月に神奈川県営水道事業審議会から料金体系の変更を含む答申が出された。</p> <p>答申を基に、物価高騰下における利用者への配慮策を講じ、令和6年10月から段階的な料金改定を行うこととした。</p> <p>今後も、業務の見直しなどにより、経営の効率化を図ることはもとより、水源を同じくする5事業者（神奈川県内広域水道企業団、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県企業庁）が連携し、基幹施設である浄水場のダウンサイジング等により、将来の更新費用等を削減することで、水道料金の上昇の抑制につなげていく。</p>	経営課

意見	水道における新技術の研究に関する総合的計画策定	<p>経営計画においても、将来的に給水人口の減少等による水道料金収入が減少することが見込まれている中で、新技術の導入により、事務を効率化し、ひいては必要経費の削減につなげることは重要な対策となることが期待される。</p> <p>しかし、現状における新技術の研究の計画策定プロセスは、各所管部署が研究内容を提案して主導し、また、いずれの分野の研究を重点的に行うか等、技術研究についての総合的な整理を行う部署はないとのことであった。</p> <p>そこで、技術研究について重点事項や優先順位の設定と予算付けという総合的計画を策定すること及び当該計画を策定する取りまとめ機関(部署)が設けられることが望まれる。</p>	<p>水道事業の効率的な運営や人口減少の進展等により深刻化する担い手不足への対応のためにも、水道における新技術の研究・導入の取組が不可欠であると考えている。</p> <p>そこで、令和6年度からの長期構想及び経営計画において、目指す姿の1つに「ICTをはじめとする技術を活用し、事業の効率化が図られています」を設定した。</p> <p>また、長期構想・経営計画には、デジタル技術をはじめとする新技術は「利便性向上」と「施設管理」の両面から導入手法等の検討に取り組む方向性であること及びウェアラブルカメラ等を活用した個別事業を実施することを明記している。</p>	経営課
意見	箱根地区水道事業包括委託における費用削減効果の検証結果の活用	<p>同委託の主目的が、委託された民間企業が、水道事業全般を実施することによって、水道運営のノウハウを習得し、事業展開できるように支援する、新たな公民連携モデルづくりへ繋げることであることは疑問を挟むものではない。</p> <p>一方で、当該委託の導入に当たっては業務運営の効率化や導入によるコスト削減を調査しており、このような効果も企図しているものと思われる。また、箱根地区水道事業包括委託(第2期)は5年度で約47.6億円の事業費を見込んでいる事業であり、その経済的なメリットや合理性を検証しその結果を活用することは公営企業として当然に求められることでもある。</p> <p>今後は、箱根地区水道事業包括委託の費用削減効果についての検証結果を活用し包括委託という手法による経済性についても検証して当該手法の活用可能性の検討を行っていくことが望まれる。</p>	<p>箱根地区水道事業包括委託については、第2期が令和6年3月に終了したことから、事業全体の振り返りを行い、箱根地区水道事業包括委託(第2期)事後評価業務委託により、包括委託による手法の有用性や費用削減効果も含めた検証を行うこととした。</p>	浄水課

意見	内部統制評価の方法の改善	<p>ア 個別リスクの洗い出し          実施要領上、個別リスクの把握等は任意で実施することとされているものの、水道事業を担う企業庁の特殊性や重要性を踏まえると、各所属において積極的に個別リスクの洗い出し及び対応策等を実施することが望まれる。</p> <p>イ 内部統制評価の方法          総務省のガイドラインに従えば、内部統制評価に当たっては、①「全庁的な内部統制体制の整備状況」、②「業務レベルの内部統制の整備状況」、③「内部統制の運用状況」について評価を行う必要があるものと考えられる。</p> <p>『令和2年度神奈川県企業庁内部統制評価報告書』には、業務レベルの内部統制評価についてのみ記載されており、また、企業庁総務室へのヒアリングの結果、同年度の内部統制評価は、各所属において評価対象期間に発生した不適切事項について、リスク一覧に当てはめてリスク評価シートを作成して報告する方法によって行われたということであった。したがって、同年度の内部統制評価は、「業務レベルの内部統制の運用状況」の評価を中心に行っていたものと評価することができる。</p> <p>企業庁における内部統制評価は、令和3年度に初めて実施されたものであり、また、上記のとおり任意に行われるものであるため、過度な負担となることは避けるべきであるが、他自治体の内部統制評価報告書を参考にするなどして、今後、内部統制評価の方法を確立していくことが望まれる。</p>	<p>「ア 個別リスクの洗い出し」については、令和5年度から、全所属において個別リスクの洗い出し及び対応策を実施している。</p> <p>「イ 内部統制評価の方法」については、全庁的な内部統制体制の整備状況及び運用状況の評価を実施し、評価結果は、令和4年度神奈川県企業庁内部統制評価報告書（令和5年11月公表済み）に記載した。</p>	企業局総務室
意見	財務事務の執行に係る資料・情報のより安全な管理	<p>リスクの高い情報を大量に管理していることを勘案すると、管理の安全性をより高めることが望まれる。</p> <p>例えば、関係者以外の者が情報の保管場所へ容易に接近することができないようにすること、保管場所の施錠の確認を徹底すること、事後的に照会された場合に対応するため、減免資格を喪失した者に係る減免手続関連情報を一定期間保存する取扱いがされているが、それが長期間にわたると情報漏えいのリスクが高まるので、保管期間を限定的に定めることなどが考えられる。</p>	<p>キャビネットの施錠確認について、令和5年2月に、各水道営業所に対し周知徹底を図った。</p> <p>また、減免手続きに関する書類については、減免適用を解除した会計年度の翌会計年度から起算して5年間保存することとし、「水道料金減免事務取扱要領」に第14条（減免事務に用いる文書の保存期間）を、「水道料金減免事務取扱要領（運用取扱い）」に第14条関係（減免事務に用いる文書の保存期間）を追加し保管期間を限定的な扱いとした。</p>	経営課